

奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する規則

奈良県教職員結核対策専門委員会規則（昭和二十八年六月奈良県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部改正）

2 教職員の結核性疾患に関する取扱規則（昭和五十五年一月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（以下「要休業者」という。）」、「（以下「要軽業者」という。）」及び「（以下「要注意者」という。）」を削る。

第七条を削る。

第八条を第七条とする。

第九条の見出しを「（健康診断書の提出）」に改め、同条第三項を削り、同条を第八条とする。

第十条を削る。